

## 第45回 クリーンセンター滋賀環境監視委員会 会議概要

1. 日時 令和4年3月14日(月) 14:15～16:20
2. 開催場所 クリーンセンター滋賀 研修室 他
3. 出席者

### ○環境監視委員

学識経験者:金谷委員長

住民代表 :中島(茂)委員、東 委員、  
立花委員、中島(仁)委員

事業者 :深川委員

滋賀県 :奥田委員

甲賀市 :澤田委員、廣岡委員、福井委員

公社 :武村委員

### ○事務局:公益財団法人滋賀県環境事業公社

小松副理事長、木村所長、  
小西副所長、新井次長、山本主査



## 4. 議事概要

(1) あいさつ (公社 小松副理事長)

(2) 活動内容報告

- 1) クリーンセンター滋賀の搬入実績について ..... 資料1
- 2) 水質調査結果について ..... 資料2
- 3) 硫化水素自主測定結果について ..... 資料3
- 4) その他報告事項  
・放射線の自主測定結果について ..... 資料4

### 【意見および質疑の概要】

注) 以下、記号 ◇ は委員の発言、記号 ⇒ は事務局公社職員の発言

## ◎議題1 クリーンセンター滋賀の搬入実績について

(資料1に基づき公社職員が説明のあと、委員長から委員各員に発言を求める)

◇ 来年の10月で搬入が終わることとなれば、毎年5万トン位受け入れていた県内で発生する廃棄物が受け入れられないとなると、個々の事業者が他にもっていかなければならなくなる。公社としては関知しないとしても、県としては不法投棄につながったりしてはいけないし、搬入しているところを強制的に止めることもできないけれど、次はどこにもっていくとか、どういう予定ですか、公社か県かはわからないが把握しておく必要があるのではないかと。搬入されている事業者に、あっせんが可能か、すべきか微妙だが、特に県としては、何もしないのはいかがでしょうかと思う。そのようなことを把握する予定があるか、必要性とかお聞きしたい。

⇒ 経営の安定化のためにも、排出事業者を訪問していることがあり、大手の事業者は、経営の視点からも受け入れの終了を見据えて、県外など、多くは県より西側の地域で処分先の確保を進めておられる状況をお聞きしています。

委員ご指摘の点につきましては、県での議論があつて、最終処分場の経営については、行政関与を行わず民間活力を活かすということでの整理がなされ、令和3年10月6日に「クリーンセンター滋賀の管理運営に係る基本方針」をまとめていただいております。その中では一つ目が産業廃棄物の排出抑制、県内の施設整備を行う事業者への支援、ICT技術を活用し、廃棄物の分別やリサイクル体制の高度化に取り組む事業者への新たな支援を検討していくとされています。4つあるうちの2番目には、委員にご指摘いただいた点では、県内の排出事業者の事業活動に影響が小さくなるよう処分先の情報提供等について必要な支援を実施するとされておりまして、公社としても、搬入していただいている方々にも説明したいことから現在県に情報の提供をお願いしているところでございます。

3番目には、民間事業者において管理型産業廃棄物最終処分場の整備が計画された場合は、必要に応じて情報提供・助言等の支援をしていくとされています。

こういったことでは、公社が運営を通して経験しました処分場としての課題など、県を通して活用いただけるものと考えています。

4番目には、県内の事情として不法投棄の事案を受けて、整備も必要であったという側面もありましたが、行政の対応と法律の厳罰化されたことも含めて、大規模な不法投棄事案は大幅に減少しているものの、早期発見・対応のためにパトロールや協力事業者

による通報体制等を強化することにより、県としては不法投棄を許さない環境づくりに取り組んでいくとされております。委員ご指摘の排出事業者に関しては、公社に搬入いただいている方は、中間処理業者や解体現場からの直接搬入の方が主ですので、そういう方々は多くは先を見た経営を考えておられまして、現実的にはいろんな方面で処理先を確保しながら対応いただいているようでございます。ただ、皆さんがそうでないこともありますので、ご相談を受けたり、あるいはタイミングを見て、県からいただく情報等を含め来年度から徐々に話をさせていただく体制になるように考えているところです。

- ◇ 廃棄物を処理するというのは費用が伴って、儲かるような状況ではないので、そうすると安易に捨てられるという状況がでてくる。それに対して滋賀県がどう対応しているのかは聞かせてもらっていないけれども、完全にこのシステムがなくなってしまったときには、これだけ膨大な量のごみが処理できたのに、次は実は処分場がありませんよとなる。その状況になったときに、民間でこれに代わるだけのものができるのか、三重県では名阪道路沿いにかかなりいろいろな施設がある。ただし、滋賀県側は環境にもものすごくうるさいので、滋賀県ではどちらに捨てに行ってくださいというのか。これまで、滋賀県の産業廃棄物に対して相当経験を積まれてきたが、この場所の後は何となく考えている状況で、我々にも提示されていなかったし、滋賀県が今後どうしていくかの方針がないわけです。全体にどうしたらよいかということシステムとして、滋賀県としてすべき時が来ましたねとあと何年か後にそうなったときがきてから、泡食ってするべきものではない。ほぼこの方向でしますよということが、本来なら閉める2年前くらいから提案しながら、実は滋賀県の産業廃棄物システムがこうなるんですよと提案しなければならない。この会議も、ある時期にご苦労様となるのでしょうか。それまでに提案してもらうことはできないのでしょうか。実はこの施設を受け入れるときに、相当批判を受けた。あなたは賛成したけれども、甲賀市に未来永劫にもものすごい負担になるのをわかっているのかということも言われた。

事業をするものに、しっかり伝えるということ、町長とともに説明をした経緯がある。その後、皆さん方が頑張って終了できるまでに至ったと思っている。そういう状況があったので、新たな場所を探してもそんなに簡単にいかない。この15年間で何か出てこなかったのか。問題も時々あったが、すべて対処していただいたと思っている。そういうことには感謝をしている。

他の場所でも、そう簡単にいくものではない。理解者を作っていくことが必要である。私も努力したし、実現できたと思っている。滋賀県では一番大きい処分場ではないので

すか。

⇒ 管理型の最終処分場としては、県内唯一でございます。

◇ 唯一だし、大きいので、管理も徹底していただいたと思っている。

⇒ 開業に至るまでから、地域の皆さんにご議論いただいて、最終的には立地させていただいたので、異動してきた者も、当時に相当ご苦労いただいたことも聞かせてもらい、その後もしっかりと管理していこうとしてきたことも聞かせてもらっております。その中で、滋賀県では不法投棄も多かったことが大分改善することができたと思っております。その点でもここの処分場が果たしてきた役割は非常に大きかったものと考えております。

県でも検討をされてきましたが、結果的には、行政関与で管理型の最終処分場の運営を継続しないとなりました。ただ、県内の廃棄物の流れを見ますと、企業のほうでも大分ご努力をさせていただいてリサイクルあるいは、資源としての再利用を進めていただいた結果、総量として若干低下していく傾向があります。

そういった中で、県内のごみを県内だけで処理することは困難で、以前から隣接する府県やフェニックス等、地域で処理を賄っている体制にあります。日本ではより西寄りの地域での処理が進んでいるとのこと。この最終処分場が閉まった後については、皆さんも段取りを進めておられ、次につなげるところを確保しておられる状況もあると聞いております。この処分場については、お約束をしております15年間でほぼ満了するような状況が見えてまいりました。今後その間は引き続きごみを受け入れてきちんとした運営をさせていただき、受け入れ終了後のつなぎ先はご利用いただいている方にも案内もさせていただき、滋賀県のごみ処理が停滞しないよう、県も状況を把握しながら計画をし、問題があれば対応をしていかれることとなります。公社では、受け入れ終了後も適切に維持管理ができるよう邁進しているところです。

◇ 三重県は名阪沿いに産廃業者があり、県の施設もうまくやられている様であります。

ただし、滋賀県では琵琶湖を守りましょうという大きなスローガンがあり、琵琶湖を守りながら、出てきたものをどうするのかという苦労を県にはしていただいていたわけです。そのことも含め、終了になるときには県にお願いしておく必要があると思っております。できれば、滋賀県として琵琶湖を守るためにこうしましょうと言われてきた。

滋賀県を信用して対応してきたが、その甲斐はあったと思うのでお礼は言いたい。

これまでの経験を踏まえて、話をさせていただいた。

県も100点満点で、私たちも100点満点で事業が進められたと思う。歴代の方にも伝えていただきたい。

## ◎議題2 水質調査結果について

(資料2に基づき公社員が説明のあと、委員長から委員各員に発言を求める)

◇ 水質に異常値がなかった、安定しているというのが説明の主旨ですね。

⇒ はい。

◇ 5ページのほう素についてですが、計画原水水質が5で、下水道投入基準が10となっているのはこれでいいのですね。

⇒ 計画を立てる段階では、滋賀県の条例で、ほう素が生活環境項目として基準が2mg/lで、計画原水濃度が5mg/lでしたが、法律が改正されほう素が有害物質に指定され、基準値は10mg/lとなったことから、数値が前後する理由はそのためです。

◇ ほう素が徐々に上昇しているように見え、特に平成25年度位から勾配が急になっていて、一番考えやすいのが、このころにほう素を多く含むものが搬入されてきて、それが徐々に溶け出しているというのが考えやすい原因だと思う。

そうすると、搬入が終わった後も上昇していくことがあると思うが、処理水と原水は数値があまり変わらないので、今の処理施設では取れるものがないのではないか。

もし下水道投入基準を超えてしまったら放流できなくなるので、イオン交換とかでとれる施設はあるのか、どうなっているのか教えてほしい。

⇒ 上昇傾向につきましては、少なからず廃棄物に含まれているものがありまして、埋立が増えてこういう状況になってきており、現状としては、一定安定した状況にあるとみえています、しかし、上昇してきた時に備え、当初から処理施設にほう素を除去する施設を持っています。原水の濃度が、下水道の投入基準には達していませんので、処理の必

要がないということから、その装置自体は停止しております。

原水濃度が10mg/lを超えるようなときには、処理施設の中できちんととっていく計画で、日常には簡易検査で確認し、定期的には公定法の検査も行って数値を把握して管理しております。上昇時には、装置を稼働させ、基準値を守る運用を行います。

◇ 情報提供として、河川の水質調査で大腸菌群数を測定され、目安としている環境基準を超えているので色を付けておられると思いますが、環境基準の項目の見直しが行われ、大腸菌群数が昨年10月に改正されています。

永らく分析方法の問題で、土の中にいる細菌だけでも数値に反映してしまうということで、汚染と関係ない数値が高くなってしまふことが問題視されていたのですが、分析手法が技術開発で作られ、汚染を見るのにふさわしい方法に改正され、この4月から施行されたので、今後の調査においては変更されて、その指標により調査をしていかれてはどうかと思います。

⇒ これまでの調査の継続性のこと、アセスメントでの調査でもあるので、どうしようかと思案しているところで、次年度の調査から反映することになろうかと考えています。

### ◎議題3 硫化水素自主測定結果について

(資料3に基づき公社員が説明のあと、委員長から委員各員に発言を求める)

◇ 結果からは効果が出ているのはわかりますが、特許に関して手続をしているということだが、公として公社ができるのか、ノウハウを他の皆さんのところに提供するというのに特許で縛るのはいいのかが疑問に思っている。

⇒ 県でも、技術支援をしているところ、例えば工業技術センターなどでも特許申請をしている部署があります。

目的は大きく二つありまして、一つは、他のところで特許がとられますと、公社が使えなくなることになります。安心して使っていくためには特許をとることにしました。2つ目に、特許がとれましたら、公益財団法人ですので、他の府県でも公社や民間の処分場を運営されていますので、同じような状況に遭われたところに、情報を開示して、ご利用いただくということで、貢献させていただけたらと思っております。

前の担当者が苦労して見出した方式で、この濃度にあってもきちんと処理できるのが売りで、ヒューム管や脱硫剤だけでの特許は公社が取れませんので、それらを組み合わせて特許の申請をしているところです。特許が成立するまでには時間がかかるもので、ただ今も手続き中です。

◇ そのような最初に「みんなに公開して使ってもらいます」との提案で始められた経緯を承知しています。

◇ 技術を守るということですね。

## ◎報告事項

### <資料5>放射線の自主測定結果について

(資料に基づき公社員が説明のあと、委員長から委員各員に発言を求める)

—質疑、意見は出されず—

## ◎その他

◇ それでは、議題等以外にでもご質問あればどうぞ。

◇ 設置されるまでに小動物など環境評価をされましたが、2年程のちに受け入れを終了したときは調査をされるのでしょうか。

⇒ 環境影響評価の調査をしまして、事業を始めてからも、事後調査として毎年調査を行って結果を公表させていただいております。前回には資料ではありましたが報告させていただきました。まとめが年1回になりますので、次回に報告いたしますが、例えば、両生類のカスミサンショウウオ、名前がヤマトサンショウウオに代わるようですが、現在どのような状況にあるかを専門の方に来ていただいて調査をして報告をまとめてもらっています。植物についても調査しております。今のところは、そのような調査を継続して報告させていただく予定です。

◇ 最初の挨拶にありましたが、地権者に土地をお借りしていることから、昨年度の説明では植樹をしてお返しする、これから徐々に話をしていくという説明がありましたが、コロナの影響もあるので、今現在、何か進んだ点があればお聞きしたい。

⇒ 現在、植林に関しては、白い旗が立っているように見えるところで、植林の調査をいたしました。当初、杉、ヒノキを植えてくれという話でありましたので、土壌改良をしながら調査をしていますが、来年度は、ノウハウを持ったコンサルに委託をしようと計画をしていることを報告させていただきます。

植林の試験をしておりますのは、桜がいいかな、何がいいかなとの声もちらほら聞かせてもらっている程度ですが、お返しするにあたって、何を植えると育つかなどの整理をしないと、ご提案もしにくいということがあります。

普通の山では、落ち葉が落ちて腐葉土があるところに植林をされるのですが、覆土としてかけた土には栄養があまりないので、如何にしたら育ってくれるのかということもあるので、試験をしているところで、話をさせてもらう下準備の段階です。

◇ 直接という意味ではまだ話をされていないということであれば、予定としてはいつ頃にされる予定ですか。

⇒ やはり植林というのは時期が決まっていますので、提案時期については、4年度中とは考えています。

◇ お願いしたいことがあります。

次回の委員会からは、協議事項か報告事項かはお任せしますが、埋め立て完了以降についてどの項目を作っていただいて、適宜説明をしていただきたい。

たとえば、気になるのは、来年の10月以降は、搬入に伴う収入がなくなるわけです。そうはいつでも、必要なお金はかかるわけで、埋め立て完了後もちろんとやるために国への積立金があってもそれだけではできないので、大まかでいいので、再来年度の後半は収入がないので、県の助成も増えないといけないと思う。

職員も減らす体制も必要だし、それで支障ないのかとか、全部埋まらなくても地元とのお約束により15年でやめるなら、最終覆土で全部フラットになるようにするのかなど、植林で1mとか1.2mでいいのかなど、木の種類によっても違うと思うので、覆土の厚さが関係するのではないかと思う。環境監視委員会がどこまでが守備範囲なのかとい



うこととなりますが、委員会はいつまでやることになるのか、そのあたりを含めて、お示しいただいて、意見を言えることが必要なんではないかと思えます。

報告でいいことが多いと思いますが、場合によっては、木のことにしても意見を伺ったほうが良いこともあると思う。検討いただきたい。

⇒ 環境監視委員会につきましては、廃棄物の受け入れを終了した後も、覆土などを行う期間があり、雨水の排除もしながら、処分場の水質がどのような状況で安定してきているかなどを見ていく必要がありますので、しばらくは継続する必要があります。

この後、計画容量通りになる予定で、最終覆土を載せて許可容量内で終わることになります。植林などは、専門の方にも入っていただき検討していきます。

詳細は検討しているところですが、廃棄物の受け入れに関する人員は減っても、維持管理に必要な人員が残ることになります。水処理施設も何年も使っていくことになり、設備の交換なども検討しながら、その費用も想定していくことで検討を進めております。時機を見て、説明をさせていただくつもりをしております。

◇ 硫化水素のガス抜き管と覆土の関係では、最終覆土をするときには、ガスが出てこなくなったガス抜き管は蓋をするのかなど、ガス抜き管はどうするのか。どんなイメージになるのですか。

⇒ 土地の返還を行うこととなりますので、維持管理のしやすさと、返還を見据えておりますが、処分場が安定するまでガス抜き管は必要になります。今のところ、ガス抜き管を生かすために、多くはつないで出口を減らす方向で検討しております。

まとめましたら、ご説明させていただくこととなります。

◇ 植林の関係でいうと、硫化水素の原ガス濃度がまだ高いわけです。高い状態で、周辺で植林ができるのか疑問に思っている。

⇒ ガス抜き管から、硫化水素をそのまま出しているわけではないので、通常の作業ができる環境になっています。地中からのガスも出ていないとの簡易結果もあるので、ガス抜き管が機能しており、ガス抜き管できちんと管理をしていけば、ガスによる樹木の枯れも避けられると考えております。ガス管は、必要な出口を残しつつ、できるだけ集約する方向で検討を進めているところです。来年度も検討のための委託をする予定です。

◇ 植林を急がなくても、ガス濃度が落ちてから植えるのがいいと思うがどうか。

⇒ 植えてすぐ育つというものでもないので、時間をかけて森に戻すことを思うと、ガスが落ち着いてからというよりは、並行して検討を進めることとしております。

支障がでるような場合も、その原因の検討と対応ができるものと考えています。

返還をするためにも、現在検討を進めています。

◇ 返した後に事故があれば大変なので、並行してやるというのはわかりましたが、報告はしていただきたい。

次回以降、項目のなかに「受け入れ完了以降について」を入れて説明し、ご意見を伺うようにしてください。

#### < 処分場の視察地にて >

(4期工事エリアにて、盛り土の状況と試験植林の状況について説明がある)

◇ 埋立のところは覆土、植樹して返すことになるのか、どうなるか。

⇒ 返す段取りは検討中ですが、埋立区画以外は早く返せることになる。

水処理施設のところは所有している。

植林と臭気対策をしてお返しすることになっている。

◇ 硫化水素のガス濃度がどれくらいになれば返せるのか。

⇒ 返すための濃度の基準はなく、処分場の廃止まで、ガスが出ているかを確認する必要がある。

◇ 返すというが、公社の責任は続くということか。

⇒ 廃止の手続きができるまでは、施設として公社が管理することになる。

◇ では、この辺で終わります。